

(3) 生活機能評価同時実施にかかる チェック内容の変更について

概要

平成20年4月より施行されている特定健康診査と以前から地域支援事業として実施されている生活機能評価の検査を同時に実施することが可能となっている。

そのため、健診機関は、市区町村国保保険者および介護保険者との契約において、同時に実施した場合の費用請求についても行える契約を締結している場合は、その市区町村国保保険者から支払代行を委託されている都道府県国民健康保険団体連合会において、特定健診等費用と併せて支払処理を行っている。

今般、都道府県国民健康保険団体連合会の支払処理におけるチェック仕様を、平成21年2月受付分より、変更することといたしました。

1. 対象処理

- ①特定健康診査＋生活機能チェックのみ実施する場合
- ②特定健康診査＋生活機能チェックおよび生活機能検査まで実施する場合

※詳細については「参考1」を参照

2. 対象者

- ・市町村国保の被保険者であること
- ・65歳の誕生日前日以降の実施日であること
- ・受診券に生活機能評価が同時実施可能であることが明記されていること

3. 生活機能評価実施の確認方法

※請求データの内容から、生活機能評価の実施有無を確認する

必須項目

詳細については【表2】参照。

○基本チェックリスト（25項目）

○生活機能検査項目（実施内容による）

生活機能評価実施にかかる確認方法の変更点

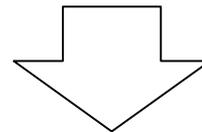
① 「生活機能チェックのみを実施」の判定方法

【現行】

平成21年1月処理まで

「生活機能評価の結果1」⇒記録あり

「生活機能評価の結果2」⇒記録なし



【変更】

平成21年2月処理から

基本チェックリストの「判定1」～「判定4」

いずれにも該当しない

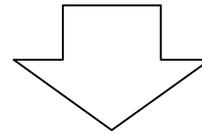
② 「生活機能チェックおよび生活機能検査を実施」の判定方法

【現行】

平成21年1月処理まで

「生活機能評価の結果1」⇒記録あり

「生活機能評価の結果2」⇒記録あり



【変更】

平成21年2月処理から

基本チェックリストの「判定1」～「判定4」

いずれかに該当する

基本チェックリスト25項目の判定方法

◆記録された内容から「判定1」～「判定4」のいずれかに、該当する者を特定高齢者の候補者として判断する。
(生活機能チェック+生活機能検査、実施者と判断する)

◆チェックリスト12以外
検査結果コードが「1」の場合は、該当とする。

◆チェックリスト12

特定健診値の結果として記録された「身長・体重」の値により計算し（小数点以下第2位を四捨五入し）、「18.5」未満の場合は、該当とする。

なお、記録された値により計算できない（H/L等）場合は、チェックリスト12に記録された値を使用する。

(表1) 基本チェックリストの判定

質問項目				判定1	判定2	判定3	判定4
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	10項目以上 該当			
2	日用品の買物をしていますか	0. はい	1. いいえ				
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ				
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ				
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ				
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ			3項目以上 該当	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ				
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ				
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ				
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ				
11	6ヵ月間で2~3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ				
12	身長 cm 体重 kg (BMI =)	値				2項目該当	
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ				2項目以上 該当
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ				
15	口の渇きが気になります	1. はい	0. いいえ				
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ				
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ				
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ				
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ				
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ				
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ				
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ				
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ				
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ				
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ				

特定高齢者候補者の判定結果より

「生活機能検査実施対象」と判定された場合は、
 「生活機能チェック項目」＋「生活機能検査項目」必須
 「生活機能検査実施対象外」と判定された場合は、
 「生活機能チェック項目」のみ必須

チェック項目		XMLコード	生活機能評価	
			生活機能チェック	生活機能検査
1	視診（口腔内含む）	9N076000000000049	○※	－
2	打聴診	9N081000000000049	○※	－
3	触診（関節可動域含む）	9N086000000000049	○※	－
4	アルブミン（1：可視吸光光度法）	3A015000002327101	－	○※ （1項目以上存在）
5	アルブミン（2：その他）	3A015000002399901		
6	ヘマトクリット値	2A040000001930102	－	○※
7	血色素量 [ヘモグロビン値]	2A030000001930101	－	○※
8	赤血球数	2A020000001930101	－	○※
9	心電図（所見の有無）	9A110160700000011	－	○※
10	反復唾液嚥下テスト	9N091000000000001	－	○※
11	生活機能評価の結果1	9N556000000000011	－	－
12	生活機能評価の結果2	9N561000000000011	－	－
13	医師の診断（生活機能評価）	9N571000000000049	－	○
14	判断した医師の氏名（生活機能評価）	－	－	○
15 . . 39	生活機能基本チェックリスト1 . . 生活機能基本チェックリスト25	9N811000000000011 . . 9N311000000000011	生活機能基本チェックリスト 1～25は必須○ なお、詳細については（表1）参照	

※生活機能評価必須項目であるが、特定健診の詳細、追加項目として存在する場合もある項目
 （注）生活機能評価の結果1・結果2については、項目チェックの対象としない。

なお、結果データおよび決済データの記録は、それぞれの項目を対として設定する必要がある。
 （「■結果データおよび決済データの作成イメージ（例）」を参照）

■結果データおよび決済データの作成イメージ（例）

※下記の結果データと決済の項目が一致しなかった場合や、結果データおよび決済データに生活機能評価にかかる項目の記録が、漏れている場合は返戻となる。（「参考2」を参照）

結果データ(追加健診セッション)			決済データ(追加健診又は人間ドック)	
XMLコード	項目名	データ値	XMLコード	単価
9N076000000000049	視診(口腔内含む)	視診実施済	9N076000000000049	700
9N081000000000049	打聴診	打聴診実施済	9N081000000000049	0
9N086000000000049	触診(関節可動域含む)	触診実施済	9N086000000000049	0
3A015000002327101	アルブミン(1:可視吸光光度法)	50.0	3A015000002327101	300
9N091000000000001	反復唾液嚥下テスト	4	9N091000000000001	0
…(中略)	…(中略)	…(中略)	…(中略)	…(中略)
9N811000000000011	生活機能基本チェックリスト1	0	9N811000000000011	500
9N816000000000011	生活機能基本チェックリスト2	0	9N816000000000011	0
9N821000000000011	生活機能基本チェックリスト3	0	9N821000000000011	0
9N826000000000011	生活機能基本チェックリスト4	1	9N826000000000011	0
…(以下省略)	…(以下省略)	…(以下省略)	…(以下省略)	…(以下省略)

結果と決済の項目は一致する

単価設定については、ある検査にまとめて一括した単価により、設定することは可能。ただし、それ以外の検査には「0円」で単価を設定すること。

参考 1

※老老発第0401002号『生活機能評価の実施方法について』（平成20年4月1日）より抜粋

生活機能チェックの機会に基本チェックリストを実施し 特定高齢者の候補者を選定する場合

- 要介護者及び要支援者を除く第1号被保険者に対して、生活機能チェックを実施し、特定高齢者の候補者を選定します。
- 特定高齢者の候補者に対して生活機能検査を実施し特定高齢者に該当する者であることの確認を医師が行います。
- 特定高齢者の候補者に該当しない場合は、生活機能検査を行う必要はありません。

